



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

規則	2
大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（まち振興課）	2
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び宿日直手当支給規則の一部を改正する規則（人事課）	2
告示	3
指定障害児相談支援の事業の開始の告示（社会福祉課）	3
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	3
公示送達（収納対策室）	4
公示送達（保険医療課）	4
大和高田市高田温泉さくら荘の令和4年4月1日からの利用料金の告示（社会福祉課）	5
市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示（土木管理課）	5
住民票の職権消除（市民課）	5
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	6
大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱を廃止する告示（生涯学習課）	6
住民票の職権消除（市民課）	7
令和4年3月4日大和高田市議会定例会の招集（財政課）	7
公示送達（収納対策室）	7
公示送達（収納対策室）	7
公示送達（収納対策室）	8
公告	8
大和高田市立病院 手術用リネン類（単価）賃貸借に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課）	8
木製フォトスタンド製造請負にかかる優先交渉権者の選定をコンペ方式で行う公告（市民課） ..	11
大和都市計画生産緑地地区の都市計画の変更の案の縦覧（都市計画課）	14
令和4年度職員からの相談に係る窓口等業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	14
農用地利用集積計画の縦覧（農業振興課）	17
大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課）	17
令和4年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	19
令和4、5年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券配送業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	21
教育委員会	23
大和高田市教育委員会2月定例委員会の招集（教育総務課）	23
選挙管理委員会	24
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	24
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	24

農業委員会	25
大和高田市農業委員会2月定例委員会の招集(農業委員会)	25

規 則

規則第1号

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市市民交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
 大和高田市市民交流センター条例施行規則(平成28年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び様式第2号中「1月前」を「3月前」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に申請された登録更新について適用し、同日前に申請された登録更新については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第2号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則第2号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び宿日直手当支給規則の一部を改正する規則
 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 本市が実施する予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項に規定する予防接種に係る医師の当直勤務

第7条第2項中「及び第4号」を「、第4号及び第5号」に改める。

第8条の2第1項中「又は第4号」を「、第4号又は第5号」に改める。

(宿日直手当支給規則の一部改正)

第2条 宿日直手当支給規則(昭和34年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 勤務時間規則第6条第1項第5号に掲げる勤務

第3条第5項中「前条第4号」を「前条第5号」に、「前4項」を「前5項」に改め、同項を第6項とし、同条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同項を第5項とし、同条第3項の次に次の

1項を加える。

4 前条第4号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき46,500円とする。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する

告 示

告示第13号

児童福祉法第24条の28の規定により、指定障害児相談支援の事業の開始の申請がありましたので、同法第24条の28の規定により告示します。

令和4年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 障害児相談支援事業所番号
2970800013
- 2 事業者の名称
株式会社 W i l l
- 3 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 W i l l
大和高田市大字築山367番地1
- 4 サービスの種類
障害児相談支援事業
- 5 指定等の年月日
令和4年2月1日

告示第14号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量
(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年1月13日			1							

令和4年1月26日	1									
(2) 放置禁止区域外の公共の場所										
移動年月日		地 区				自転車	原動機付自転車			
令和4年1月13日		大和高田市大字有井地内				1				

- 3 保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
- 4 引取期間
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 5 引取時間
午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで
- 6 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。
- 7 連絡先
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第15号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月2日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略（市役所前掲示場掲示済）
 - 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場掲示済）
- （注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第16号

令和3年度後期高齢者医療保険料第6期の督促状を郵送にて送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律83号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課医療係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があ

ればいつでも交付します。

令和4年2月3日

大和高田市長 堀内 大造

1 この督促状の発送年月日

令和4年1月20日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

告示17号

大和高田市高田温泉さくら荘条例第15条第4項の規定により大和高田市高田温泉さくら荘の利用料金を令和4年4月1日より次のとおり設定することを承認したので、告示します。

令和4年2月7日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高田温泉さくら荘利用料金

対象者	高齢者		大人	小人	乳幼児
利用区分	75歳以上	60歳以上 75歳未満	中学生以上 60歳未満	小学生以上 中学生未満	小学生未満
当日券 (1名分)	無料	300円	500円	300円	無料
回数券 (11回券)		3,000円	5,000円	3,000円	
スタンプカード	1回の入浴につき1回のスタンプを押印する。 25回のスタンプ押印につき1回の入浴を無料とする。				

告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において令和4年2月13日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。

令和4年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区間	変更前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高551号線	南本町1468番21先から 南本町1665番1先まで	前	14.9~20.8	87.1	面積増
		後	14.9~24.3	87.1	

3. 供用開始の期日 令和4年2月13日

告示第19号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）

第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月14日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和4年2月14日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第20号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和4年2月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所
大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日
令和4年5月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日
令和3年11月1日から令和3年11月30日までの間

告示第21号

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年2月18日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱を廃止する告示
大和高田市社会教育団体研修会等派遣費補助金交付要綱(令和3年告示第58号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

告示第22号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月24日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和4年2月10日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第23号

令和4年3月4日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和4年2月25日

大和高田市長 堀内 大造

告示第24号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
省略(市役所前掲示場掲示済)
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第25号

令和3年度市県民税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明

であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和3年度市県民税 第4期 令和4年1月26日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第26号

令和3年度国民健康保険税第6期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年2月28日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 この通知の発送年月日
令和3年度国民健康保険税第6期 令和4年1月27日
- 2 送達を受けるべき者
省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第7号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和4年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1	件 名	大和高田市立病院 手術用リネン類(単価)貸貸借
2	納入場所	大和高田市立病院 中央手術室

3 契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4 内 容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録を有する者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(6) 病床数250床以上の病院にて、サージカルガウン及びサージカルドレープ類（綿製手術用リネンは除く。）共に賃貸借業務の履行実績を1年以上有する者であること。</p> <p>(7) 手術用リネン類の特性上、環境面に配慮し ISO14001 の認証を得ていること。</p> <p>(8) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める院外滅菌消毒業務の認定を受けている専用工場を有していること。</p> <p>(9) 奈良県又は奈良県に隣接する都道府県（大阪府・京都府・三重県・和歌山県）内に本社、支社又は営業所を有する者であること。</p>
6 入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>①一般競争入札参加資格確認申請書</p> <p>②250床以上の病院にて、サージカルガウン及びサージカルドレープ類（綿製手術用リネンは除く。）共に賃貸借業務を1年以上履行したことを確認できる契約書の写し又は実績証明書等</p> <p>③ISO14001 の認証登録証の写し（申請日時点で有効であるもの）</p> <p>④一般財団法人医療関連サービスマーク認定証書の写し（申請日時点で有効であるもの）</p> <p>⑤本社、支社、事業所の所在地を確認できる会社概要資料、パンフレット等</p> <p>⑥暴力団排除に関する誓約書</p> <p>(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び暴力団排除に関する誓約書については当院指定様式とし、大和高田市立病院ホームページに掲載しています（ダウンロード可能）。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年2月1日（火）から令和4年2月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(6) 受付場所 〒635-8501 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 ※持参の場合、受付窓口にて管理課へ用件がある旨を申し出て下さい。</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年2月15日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）等の配布	<p>入札説明書（仕様書）等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。</p> <p>（ホームページアドレス https://ym-hp.yamatotakada.nara.jp）</p> <p>【問い合わせ先】 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL：0745-53-2901（代） FAX：0745-23-9282</p>
9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年2月17日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 質疑の送付先（FAX） 大和高田市立病院 管理課 FAX：0745-23-9282</p> <p>(3) 回答期限及び方法 回答期限は、令和4年2月21日（月）午後5時までとし、その方法はFAXにより原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年2月24日（木） ※入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、入札金額のほか、その内訳として各製品の単価及び単価に予定数量を乗じて得た金額について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高</p>

	田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日 時 令和4年2月25日(金) 午前11時 (2) 場 所 大和高田市立病院(放射線治療棟) 3階 大会議室
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	有効な入札書を提出した者のうち、入札金額(各製品の単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とします。
16 契約保証金	免除します。
17 契約方法	入札書に記載された各製品の単価により契約を行います。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠します。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第8号

木製フォトスタンド製造請負にかかる優先交渉権者の選定をコンペ方式で行いますので公告します。

令和4年2月2日

大和高田市長 堀内 大造

1 購入予定製品

木製フォトスタンド(別紙仕様書の基準を満たすこと。)

2 契約予定期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(単価契約を予定)

3 契約の変更等

発注者は、必要である場合には契約内容の変更し、又は一時停止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は契約単価を変更する必要があるときは双方の協議の上、契約変更を行うものとする。

4 予定注文数

「約1,000個(3か年の総数)」

5 納入場所

大和高田市役所 1階 市民生活部 市民課 窓口係

6 製品の納入期日

令和4年4月1日に40個納入できること。

それ以降の納入期日は、発注者の指定する日とする。発注者は、1か月に1回を発注回数

限度とし、納入期日の1か月前までにFAXで受注者に通知するものとする。1回の発注における、最大の注文数は50個とする。

納入場所において、受注者立会のもとで職員等の検査を受けるものとする。検査に不合格の場合は、発注者の指定する期日までに代替品納入すること。

7 参加資格要件等

- ・ 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者又は奈良県産材取扱事業者として次に掲げる者により認定を受けている事業者。
 - ① 奈良県木材協同組合連合会
 - ② 奈良県森林組合連合会による認定事業者
 - ③ 日本集成材工業協同組合
 - ④ (社) 全日本木材市場連盟
 - ⑤ 日本合板商業組合による認定事業者
 - ⑥ 奈良県地域材認証センター
- ・ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ・ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
- ・ 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

(担当部署)

担当部署 : 大和高田市役所 市民生活部 市民課 窓口係
住 所 : 〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
電 話 : 0745-22-1101
Eメール : simin@city.yamatotakada.nara.jp

1 参加方法等

大和高田市ホームページにより、必要書類をダウンロードし、受付期間に持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。受付期間内必着。)により、大和高田市役所市民課に提出してください。受付完了後、参加資格の有無を3日以内に通知します。

(1) 必要書類

- ① 参加申込書(指定様式1)
- ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式2)
- ③ 法人の場合は履歴事項全部証明書、個人の場合は身分証明書の写し(発行後3か月以内のもの)
- ④ 印鑑証明書(個人の場合、印鑑登録証明書)の写し(発行後3か月以内のもの)

(2) 受付期間

令和4年2月2日から令和4年2月14日まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時00分までを除きます。

(4) 受付場所

〒635-8511
大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 1階 市民生活部市民課 窓口係

2. コンペ及び仕様書についての質疑応答

質疑応答票(指定様式3)によりFAXで次のとおり行う。(必ず電話で受信確認を行うこと。)

(1) 受付期間

令和4年2月2日から令和4年2月15日 午後5時00分まで。

(2) 送付先

大和高田市役所 市民生活部市民課 窓口係

FAX 0745-25-1829

(3) 回答期限

令和4年2月16日 午後5時00分までにFAXにて随時回答を行う。

回答は、原則質問者に対してのみ行う。

3. 提案製品の上限金額

1個4,000円までの製品とし、その金額に消費税及び地方消費税、納入にかかる費用を含むものとする。

4. サンプル品提出期間等

持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。提出期間内必着。)とする。

(1) 提出期間

令和4年2月2日から令和4年2月18日まで。ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時00分まで。

(3) 提出場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 1階 市民生活部市民課 窓口係

(4) 提出物

① 納入しようとする製品

② 製品の説明書(指定様式4)

③ 見積書(任意様式。単価及び予定注文数での総額について記載すること。)

5. 審査の方法及び結果の通知

(1) 審査の方法

提出されたサンプル品をもとに、デザイン、機能性、安全性、価格の妥当性を審査し、合格基準を越えた製品の中で最も評価点の合計が高い製品を選定する。評価点の合計が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。

選定の結果、選定された製品の製作者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(2) 結果の通知

優先交渉権者となったものに、令和4年2月28日までに電話にて通知し、後日ホームページにて公表する。

6. その他

- (1) 本コンペに要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類等及びサンプル品は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。

公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和4年2月3日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
令和4年2月3日から令和4年2月17日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に令和4年2月17日（木）までに必着するよう提出すること。

公告第10号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年2月10日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和4年度職員からの相談に係る窓口等業務
2 履行場所	大和高田市役所（電話又はメールの方法による相談。対面での相談は、大和高田市から公共交通機関を利用して1時間以内の場所） ※詳細は、入札説明書（仕様書）のとおり
3 契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成28年10月1日以降において、元請けで官公庁等発注の同種業務（仕様書3（1）に記載するハラスメント等の苦情相談及び仕様書3（2）に記載する心理相談に係る業務）の受託実績を有する者であること。

	<p>(2) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】 <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 （ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を参加しようとする入札案件ごとに提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の(1)の要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】の認定取得を証する書類の写し ⑤ 履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） ⑥ 印鑑証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの） <p>上記⑤及び⑥は、大和高田市競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年2月10日（木）から令和4年2月22日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年3月4日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年3月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年3月9日（水）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年3月10日（木）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第11号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市地域振興部農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年2月15日

大和高田市長 堀内 大造

公告第12号

大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年2月18日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名

大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業

2 業務概要

(1) 派遣内容

ア ALTの採用、配置に関すること。

各保育所が策定する配置に関する計画表に基づきALTの配置・管理・運営等を行うこと。

イ 業務の内容について

① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング

② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案

③ 外国語指導講師による英語指導業務

④ ①～③に付随又は関連する業務

⑤ ①～④の他、大和高田市 福祉部 保育幼稚園課と受託事業者とが協議の上、合意した業務

ウ その他

別紙「大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業仕様書」による。

(2) 配置される施設

ア 保育所 6園（片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所）

イ こども園 2園（高田こども園、土庫こども園）

ウ 幼稚園 6園（片塩幼稚園、浮孔幼稚園、磐園幼稚園、陵西幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園）

- (3) 派遣期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 対象児童クラス
3歳児クラス～5歳児クラス
- 3 参加資格要件
- (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者
- ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者
- エ 大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者
- (3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
- イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 業務拠点に関する要件
近畿一円に本店若しくは契約等の権限を委任する営業所を有する者であること。
なお、本店又は営業所において、労働者派遣事業許可証を有していること。
※営業所の場合は、営業所であることを証する書類(定款等)を提出すること。
- (5) 参加者の業務実績に関する要件
参加者は、令和1年度、令和2年度において同様の業務実績があること。
※同様の業務とは、自治体においてALTを活用し、1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が300万円以上のものをいう。ただし、派遣のみにかかる事業は除く。
- 4 派遣料(見積限度額)上限額(3カ年度分合計)
金9,281,070円(消費税及び地方消費税を含む。)
※上記の金額には、派遣期間における交通費、保険料等、業務に係る一切の費用を含む。
- 5 応募受付期間
令和4年2月18日(金)～令和4年2月24日(木)
- 6 提出方法
郵送による。令和4年2月24日(木)必着。
- 7 その他
大和高田市保育所、こども園及び幼稚園に係る外国人講師派遣事業者選定プロポーザル要項による。
- 8 問合せ先
〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市 福祉部 保育幼稚園課
電話:0745-22-1101

FAX : 0745-23-0415

公告第13号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和4年2月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和4年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託
2 契約期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業者であること。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽自動車運送事業者であることを証する書類</p> <p>④ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>⑤ 印鑑証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。</p> <p>(4) 受付期間</p>

	<p>令和4年2月25日（金）から令和4年3月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年3月16日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年3月17日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年3月23日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年3月24日（木）午前10時から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p>

	<p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 2 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 3 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
1 4 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第14号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年2月25日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	令和4、5年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券配送業務委託
2 契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (3) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「役務の提供（運送・配送）」に登録している者であること。 (4) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (1) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36条第1項の規定による貨物軽自動車運送事業者であること。</p>

<p>5 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽自動車運送事業者であることを証する書類</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年2月25日（金）から令和4年3月10日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>6 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>7 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年3月16日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年3月17日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>8 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年3月23日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
9 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
10 入札保証金	<p>免除します。</p>
11 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年3月24日（木）午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
12 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
13 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
14 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会告示第2号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月8日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

- 1 日時
令和4年2月14日（月）午前10時00分
- 2 場所
市役所5階 会議室8
- 3 議案
第1号 後援願いについて

第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第2号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月3日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年2月10日(木) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第3号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年3月1日(火) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

農業委員会

農業委員会告示第2号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月7日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年2月10日(木曜日)午後3時

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第4条規定による申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他